

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により、県営土地改良事業（県営ため池等整備事業（小規模／ため池整備工事）赤谷池地区）計画を平成23年1月19日定めた。

その関係書類をまんのう町建設土地改良課において平成23年1月27日から同年2月16日まで縦覧に供する。

平成23年1月25日

香川県知事 浜 田 恵 造